



鳥取県公報

平成 25 年 12 月 24 日(火)
第 8 5 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (895) (観光政策課) 2
	附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (896) (長寿社会課) 2
	飼料の試験の結果の概要 (897) (畜産課) 2
	国土調査の成果の認証 (898) (農地・水保全課) 3

告 示

鳥取県告示第895号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
旅行者誘客のためのパブリシティ業務プロポーザル審査会	旅行者誘客のためのパブリシティ業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成26年1月27日から 同年2月10日まで	観光政策課

鳥取県告示第896号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会	鳥取県シニア作品展知事表彰等の被表彰者の選考に関する事項	平成25年12月24日から 平成26年3月31日まで	長寿社会課

鳥取県告示第897号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成25年11月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成25年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				動物性飼料	肉骨粉	
日野郡日南町 日南TMRセンター	日野郡日南町神戸上 3337-3 三森 一夫	日南ミックス	平成25年11月	動物性飼料	肉骨粉	無
鳥取市 有限会社ティーエムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエムアール鳥取	タイプRS	〃	〃	〃	〃

東伯郡琴浦町 川東飼料組合	東伯郡琴浦町大字金 屋大高谷22-83 川東飼料組合	TMR	〃	〃	〃	〃
------------------	----------------------------------	-----	---	---	---	---

鳥取県告示第898号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩美郡岩美町	平成20年度から 平成22年度まで	岩美町（大字牧谷の一部 [801]） の地籍図及び地籍簿	岩美町大字牧谷の 一部	平成25年12月24日